労災保険の「メリット制」のご案内 労災の発生状況により、保険料が変わります

労災保険制度では、事業の労働災害の発生状況に応じて、+40%から-40%の範囲で、 労災保険率を増減させる制度(メリット制)を設けています。

平成22年に船員保険が労災保険に統合されてから3年が経過したため、船舶所有者の事業についても、適用要件を満たしている場合には、平成26年度から「メリット制」が適用されます。

[メリット制の概要]

■適用要件

次の2つの要件を満たしている事業には、メリット制が適用されます。

- (1)連続する3保険年度中の各保険年度において、労働者数が20人以上であること
- (2) その3保険年度中の最後の保険年度の3月31日(基準日)現在で、労災保険の保険関係が成立してから3年以上経過していること

■適用時期

連続する3保険年度の最後の年度の翌々年度から適用となります。

(例) 平成26年度から適用になる場合



■メリット制を適用した労災保険率の通知

メリット制を適用した労災保険率(メリット料率)は、厚生労働省から送付する「年度更新申告書」に同封する「労災保険率決定通知書」でお知らせします。 (労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、委託先の労働 保険事務組合に送付)

詳細は、都道府県労働局にお問い合わせください。 厚生労働省ホームページでも詳細情報をご覧いただくことができます。

厚生労働省ホームページ(労働保険に関する総合情報)

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm

トップページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労働保険の適用・徴収> 労働保険に関する総合情報はこちら

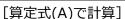


(参考) メリット料率の算定方法

メリット料率は、労働災害の多寡(発生率)と、それに基づく増減率(+40%から-40%)を使って、次の手順で算出します。

1 労災の発生率の算出

メリット収支率の 算定



2 割引・割増される率の算出

メリット収支率から メリット増減率を判定

「増減表で判定]

③ 納める保険料率の確定

その数値を使って メリット料率を算出

[算定式(B)で計算]

(1) メリット収支率の算定

連続する3保険年度についての、保険給付*1と保険料の比率(労働災害の発生率)が「メリット収支率」です。原則として、算定式(A)により算出します*2。

- ※1 特別支給金を含む。
- ※2 実際の算定は、年金による保険給付は一時金に換算する、保険料には調整率(船舶所有者の事業は0.35)を掛けるなど、細かいルールにしたがって行います。

(A) メリット収支率の算定式(概念)

 メリット収支率(%) =
 3 保険年度間の保険料の額×調整率

 3 保険年度間の保険料の額×調整率

(2) メリット増減率の判定

算定したメリット収支率を「増減表」に当てはめて、労災保険率の増減率を判定します。

【増減表】

メリット収支率	増減率
10%以下	40%減
10%超え20%まで	35%減
20%超え30%まで	30%減
30%超え40%まで	25%減
40%超え50%まで	20%減
50%超え60%まで	15%減
60%超え70%まで	10%減
70%超え75%まで	5%減
75%超え85%まで	増減なし

メリット収支率	増減率
85%超え90%まで	5 %增
90%超え100%まで	10%増
100%超え110%まで	15%増
110%超え120%まで	20%増
120%超え130%まで	25%増
130%超え140%まで	30%増
140%超え150%まで	35%增
150%超え	40%増

③ メリット料率(メリット制適用後の保険率)の算出

船舶所有者の事業の労災保険率から、通勤災害や二次健康診断などの給付に充てる分の保険料率(非業務災害率)を引いた率を、判定したメリット増減率で増減します。この値に非業務災害率を加えたものが「メリット料率」になります。

(B) メリット料率の算定式

(労災保険率-非業務災害率) × 100+メリット増減率 + 非業務災害率 [50/1,000] [0.6/1,000] [0.6/1,000]

◆平成26年度の船舶所有者の事業の労災保険率は1,000分の50、非業務災害率は1,000分の0.6